## 京都市個人情報保護審査会答申第31号の概要

答申年月日	平成19年10月9日
請求内容	児童記録
請 求 者	本人
所 管 課	保健福祉局児童福祉センター
所管課の決定	非利用停止決定
所管課の主張	1 児童記録は、児童相談所運営指針に基づき作成されるものである。
	2 児童記録は,児童福祉行政の推進という目的のために作成し,利用されたもので
	ある。また、措置区分に応じた保存年限終了後は、廃棄処分を行っており、個人情
	報取扱事務の目的を超えて実施機関内で利用し、又は実施機関以外のものに提供す
	ることなく適正に取り扱っている。よって、本件個人情報は、条例第8条第1項又
	は第2項の規定に違反して利用されているとはいえない。
異議申立人の	1 我が子の児童記録には,実施機関が主張する内容が見当たらない。私の主張をた
主張	だ書記しただけである。児童の最善の利益が記載されていない。
	2 私が述べたことが児童記録に記録されているとのことだが、述べていないことも
	記録されており、誤記や聞き取りミスなどの誤認がある。ケースワーカーは主観的
	に対応している。公務であるので、背景状況を調べて訂正すべきところは訂正すべ
	きである。個人情報保護条例に基づき適正な事務処理がなされているのか疑問であ
	る。
審査会の判断	1 本件個人情報は,児童福祉行政の推進という目的のために作成し,利用されたも
	のであり、保存年限終了後は廃棄処分を行う予定のものであると認められる。
	2 本件個人情報が条例第8条第1項又は第2項に違反し、個人情報取扱事務の目的
	を超えて利用し,又は提供されているような特段の事情を疑わせるに足るものは,
	当審査会としては見出せなかった。
	3 したがって、条例第30条第2号及び第3号の利用停止の要件を満たさず、また、
	異議申立人から違法に利用し、又は提供されている事実も示されていないことから、
	実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。